

大阪市病児・病後児保育事業実施細目

大阪市こども青少年局長

大阪市病児・病後児保育事業実施要綱第12条に基づき実施細目を次のとおり定める。

1 第4条関係（対象児童）

本事業の対象疾患は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

2 第5条関係（病児対応型及び病後児対応型の実施要件及び実施方法）

（1）事業の実施場所の基準は次に定めるところによる。

ア 保育室の面積は、利用児童1人当たり概ね1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。

イ 観察室又は安静室は、児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、利用児童1人当たり概ね1.65㎡以上とすること。

ウ 調理室を有すること。事業専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。

エ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

（2）この事業は、7日まで連続して行うことができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて行うことができる。

3 第12条関係（実績報告等）

事業実績は、四半期毎に集計し速やかに市長あて報告することとする。

附則 この実施細目は、平成17年1月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則 この実施細目は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この実施細目は、平成26年7月7日から施行する。

附則 この実施細目は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。